

(2024.4)

# 見守り・支え合いネットワーク「実践編」

おたがいさまと少しのおせっかい

地域での見守り・支え合い活動や気かけあう関係を広げよう



社会福祉法人 野洲市社会福祉協議会

なぜ見守り・支え合いが必要なの？

「誰にも相談できず  
一人で抱え込んでいる人をなくしたい」



## 見守り・支え合いとは？

「おたがいさまと少しのおせっかい」をひろげる取り組み

～大切にしたいこと～

- 年齢や属性を区切らずに「気になる人」を気にかけてよう**  
安否確認、状況確認を「おたがいさまのご近所づきあい」のなかですすめよう
  
- 見守り・支え合いはおたがいの「信頼関係」から**  
赤の他人を見守るのも見守られるのも難しい  
少しのおせっかいができる関係をひろげよう
  
- 見守り・支え合いを通した「福祉のまちづくり」**  
地域の実情に応じた私たちのまちならではの仕組みをみんなで話し合っ  
て決めよう  
「私たちのことは私たちで考える」それぞれの地域オリジナルを大切に！

# あなたの地域チェック

自治会名 ( ) 記入日 年 月 日

世帯数	世帯	班(組)の数	班(組)
人口	人	自治会長	
高齢化率	%	民生委員児童委員	
高齢者だけの世帯	世帯		

\*わからない時は社協にお問合せください



## ☆あなたの考えに一番近いものはどれですか？

質問の□に次のあてはまる数字を入れてください

①思わない ②あまり思わない ③やや思う ④そう思う

- あなたの地域は困っている人がいたらすぐに気づくことができる地域ですか
- 近隣住民の困りごとはおたがいさま。温かい気配りや声かけ、支え合いが自然とできる地域ですか
- 認知症になっても、障がいがあっても、みんながあたり前に受け入れられ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域ですか
- 近隣住民同士が顔を合わせる行事や交流活動、見守り・支え合い活動が活発な地域ですか
- 地域の助け合いで解決できない困りごとが発生しても、専門機関や行政と連携して問題を解決することができる地域ですか

合計	点
----	---

20点めざして「福祉のまちづくり」を共にすすめましょう！



# 課題の早期発見と「見守り・支え合い」につながる 気にかけあい



## 見守り・支え合い活動のキーポイント「話し合いの場」の効果

気になる方の様子を共有できる

気づいた課題を地域の課題としてみんなで考えることができる

課題解決の仕組みや活動を相談できる

自身も安心して暮らせる福祉のまちづくりにつながる

### 専門職を地域にまき込もう



地域包括支援センターや、保健師、  
ケアマネジャーなどの地域の  
相談員、行政、社会福祉協議会等の  
専門職と顔の見える関係をつくろう



発見・気づき

活動

定期的な話し合いの場

### \*活動をスタートさせるために

- スモールステップからはじめよう
  - ・ サロン終了後、定期的集まって情報共有・活動をみんなで振り返る話し合いの場をもとう
  - ・ 自治会全体ではなく、まずは小さいグループ（班単位・班長同士等）のつながりをつくる  
ところから広げてみよう
- どのように呼びかけたらいいの？～幅広い住民参加＝自分ごとにするために
  - ・ 地域を知った住民に声をかけ、自分達の地域の為に取り組むところからはじめよう
- 民生委員児童委員との連携は大事
  - ・ 自治会のバックアップのもと、ボランティア型の見守りの仕組みというやり方も○

# さまざまな「見守り・支え合い活動」

すでに実施されている地域のさまざまな活動から  
新たな発見を共有して、次の一歩につながります。

みんなが住みやすい地域づくりのためにみんなでできることを考えよう。

## 多世代交流・孤立防止につながる 「居場所づくり」



## 災害時に備えた要援護者 見守りリストの作成

【秘】

見守りカルテ

		（ ）地区		年	月	日	現在
世帯主名	性別	男	生年月日				
		女	大正	年	月	日	
		住所		自宅電話番号			
		野洲市		077-( )-			
				携帯電話番号			
				- -			
*** ご家族欄 ***							
続柄	氏名	(年齢)	日中の連絡先(勤務先・学校・携帯電話番号など)				
		( 歳)					

## 見守りマップの作成



## 一人暮らしの高齢者や 気になる方への訪問活動



\*市内で取り組んでおられる事例があります。詳しくは社協までお尋ねください。

# 気になる「個人情報」のこと

## 相手の気持ちになろう

相手の気持ちになることで気づけることがたくさんあります  
相手の心の声に耳を傾けてみましょう



\*大切にしたい個人情報チェック

おやみに情報を漏らさないように気をつけよう

メンバー同士でルールを決めよう

- ・メンバー同士で守秘義務の取り決めを確認しよう
- ・見守りに必要な個人情報とはどんな内容？  
利用の目的を明確にして、活動に必要な最小限の情報収集に配慮しよう

信頼関係を築くことで得られる情報があります

- ・赤の他人には話しにくい。でも関係ができれば本人からSOSが出せるように
- ・ご本人からの同意を得ることも大切

見守りを自治会の公式活動に

### 「民生委員児童委員と守秘義務」

Q. 民生委員児童委員には守秘義務がありますが、地域での見守り対象者の情報の共有はどのように考えればいいでしょうか？

A. 必ず本人の同意を得るようにしましょう。

また、民生委員児童委員から「情報を出す」のではなく、住民が「情報をつくる」つまりご近所同士で知っている情報を出して共有することをすすめましょう。

自治会長・  
民生委員児童委員  
のみなさんの声

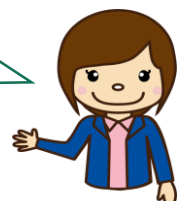
あなたにとって  
地域の「見守り・支え合い」とは？

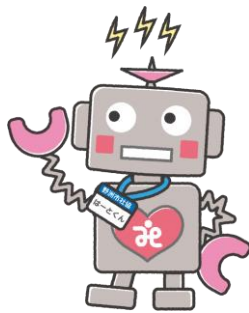
「令和5年度野洲市自治連合会研修会アンケートより」

- ・赤の他人に見守られる、赤の他人を見守るのは難しい。  
常に、積極的に日々コミュニケーションをとることで地域の見守りにつながると感じました。
- ・監視でない見守りについて考え直すことを考えてみます。  
自治会として、他人まかせではなく、自治会長からその輪の中に入って同一目線で、問題点等考えてみます。
- ・見守りの方法は、話し合いの中でいろんなことが考えられる。  
地域に応じた適切な形を創造していくべきと感じる。
- ・地域の交流ができれば多くの問題が解決するのでは。
- ・本当にやらなければならない見守り活動がわかりました。  
今迄、民生委員児童委員と自治会役員との意見交換はなかったので、少しずつ近づいていけるようにしたいと感じました。
- ・子どもたちの楽しい安心なふるさとづくりをどう作っていくか考え始めている。  
今日のお話、見守ることたいへん力をいただきました。
- ・防災活動から一人暮らしや体の不自由な人などから、見守りに発展しました。  
住民参加がないと本当の見守りに発展しづらいのでどうするか？
- ・地域住民による見守り活動が必要であることを強く感じました。



地域の実情に応じた私たちのまちならではの仕組みづくり。  
野洲市社協も地域の皆さんと一緒に考えたいと思います。  
ぜひ、ご相談ください！





## 社会福祉法人 野洲市社会福祉協議会

〒520-2423 野洲市西河原2400 北部合同庁舎 2階  
TEL 077-589-4683 fax 077-589-5783  
E-mail fukushi@yasu-syakyo.or.jp

野洲市社協ホームページ



<https://yasu-syakyo.or.jp/>

職員のつがやきFacebook



<https://www.facebook.com/yasusyakyo/>

野洲市社協 公式LINE



<https://liff.line.me/1645278921-kWRPP32g/?accountId=473bnjio>